

犯罪被害者等支援条例を制定し、支援施策を推進 ～犯罪被害者やその家族等に寄り添った支援を実施します～

1 目的

犯罪被害者やその家族又は遺族に寄り添い、必要な支援の充実を図るため、犯罪被害者等への支援に関する基本理念や施策の基本となる事項を定める春日井市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等への支援を推進します。

2 基本理念（条例第3条関係）

- (1) 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- (2) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に支援を行うとともに、支援による二次被害や再被害が発生しないよう配慮して推進されなければならない。
- (3) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行わなければならない。
- (4) 犯罪被害者等への支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

3 支援金制度の創設

犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、支援金の給付制度を創設します。

項目	対象	金額（予定）
遺族支援金	死亡した犯罪被害者の遺族	30万円
重傷病支援金	療養期間が1か月以上かつ3日以上入院を必要とする負傷・疾病被害を受けた犯罪被害者	10万円
精神療養支援金	特定の犯罪行為の被害によって療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができない精神疾患を負った犯罪被害者	2万5千円

4 その他予定する支援

- (1) 被害に伴う各種行政手続きのワンストップ支援を行う総合支援窓口の設置
- (2) 精神保健福祉士や保健師等の専門職による手続き中の寄り添い、相談対応、情報提供
- (3) 宿泊施設への短期滞在の支援や一時的な利用のための住居の提供

5 制度開始日

令和6年4月1日